総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２８年３月２５日

総社市長　片　岡　聡　一

総社市規則第１９号

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市介護保険条例施行規則（平成１７年総社市規則第８１号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改　　正　　後	改　　正　　前
様式第２号（第２６条関係） （別紙のとおり）	様式第２号（第２６条関係）　略
様式第３号（第２６条関係） （別紙のとおり）	様式第３号（第２６条関係）　略
様式第４号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第４号（第２９条関係）　略
様式第５号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第５号（第２９条関係）　略
様式第７号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第７号（第２９条関係）　略
様式第８号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第８号（第２９条関係）　略
様式第９号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第９号（第２９条関係）　略
様式第１０号（第２９条関係） （別紙のとおり）	様式第１０号（第２９条関係）　略
様式第１１号（第２９条関係）	様式第１１号（第２９条関係）　略

改　　正　　後	改　　正　　前
（別紙のとおり）	
様式第１７号（第３０条関係）	様式第１７号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第１８号（第３０条関係）	様式第１８号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第１９号（第３０条関係）	様式第１９号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第２０号（第３０条関係）	様式第２０号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第２２号（第３０条関係）	様式第２２号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第２３号（第３０条関係）	様式第２３号（第３０条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第２６号（第３１条関係）	様式第２６号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第２９号（第３１条関係）	様式第２９号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第３０号（第３１条関係）	様式第３０号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第３１号（第３１条関係）	様式第３１号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第３２号（第３１条関係）	様式第３２号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	
様式第３３号（第３１条関係）	様式第３３号（第３１条関係）　略
（別紙のとおり）	

附　則

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

様式第２号(第２６条関係)

年　月　日

総　社　市　長　　印

様

還　付　通　知　書

あなたの納められた介護保険料が、次のとおり過誤納となりましたので還付します。

お問合せ番号

納付(入)義務者			
還付理由			
年　度		通知番号	
科　目		備　考	

明細合計		＋	加算金		＝	還付合計額	

期別	区分	調定額			納付済額			還付される額		
		料　額	督手	延滞金	料　額	督手	延滞金	料　額	督手	延滞金
							明細計			

単位：円

不服の申立

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号(第２６条関係)

年　　月　　日

総　社　市　長　　印

様

充　当　通　知　書

お問合せ番号

あなたの納められた介護保険料が過誤納となりましたので次のとおり、充当します。

納付(入)義務者			
充当理由			
年　度		通知番号	
科　目		備　考	

充当合計額	

【充当する金額の明細】

期別	区分	調定額			納付済額			充当額		
		料額	督手	延滞金	料額	督手	延滞金	料額	督手	延滞金
							明細計			

単位：円

【充当される金額の明細】

年度	充当先調定	期別	区分	充当額			残未納額		
				料額	督手	延滞金	料額	督手	延滞金

単位：円

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第４号(第２９条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

年度

介護保険料納入通知書(兼 特別徴収開始(停止・決定)通知書)

以下の通り決定しましたので通知します。

被保険者番号		世帯番号	
被保険者氏名			
生 年 月 日		性別	

決 定 理 由	
徴 収 方 法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金 融 機 関	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

年 間 保 険 料	円

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は
本年度2月の特別徴収額と同額の予定です。

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10月				
11月				
12月				
1 月				
2 月				
3 月				
計		計		減免額
合 計 額		円		円

【保険料算定の根拠】

前年の合計所得金額	円
前年の公的年金等収入額	円
本人の課税状況	
世帯の課税状況	
老齢福祉年金	
その他の事由	

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

〈お問い合わせ先〉
総社市役所

不服の申立

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第５号(第２９条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

年度(　　年度分)

介護保険料納入(変更)通知書(兼 特別徴収開始(停止・変更)通知書)

(暫定期間中の介護保険料額を)以下の通り決定(変更)しましたので通知します。

被保険者番号		世帯番号	
被保険者指名			
生 年 月 日		性別	

決定(変更)理由	
徴 収 方 法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金 融 機 関	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

年 間 保 険 料	円

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は
本年度2月の特別徴収額と同額の予定です。

【保険料額】

月	期	決定額		変更前の額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						
合 計 額						
減 免 額						

【保険料算定の根拠】

	決 定	変更前
前年の合計所得金額	円	円
前年の公的年金等収入額	円	円
本人の課税状況		
世帯の課税状況		
老齢福祉年金		
その他の事由		

【所得段階】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決 定												
変更前												

〈お問い合わせ先〉
総社市役所

不服の申立

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第７号(第２９条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

年度

介護保険料　特別徴収仮徴収額通知書

介護保険料額について下記のとおり仮徴収しますので通知します。

被保険者番号		世帯番号	
被保険者氏名			
生年月日		性別	

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
徴収方法	

月	保険料（円）
仮徴収額	

〈お問い合わせ先〉

総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第８号(第２９条関係)

介護保険料減免決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様　　総社市長　　印

さきに申請がありました，　　年度分介護保険料の減免については、次のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

減免決定年月日		決定した減免額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
承認・不承認理由			

納　　期 （普通徴収の場合の期別）	減免前保険料額		減免後保険料額	
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
4月				
5月				
6月				
7月　（第1期）				
8月　（第2期）				
9月　（第3期）				
10月　（第4期）				
11月　（第5期）				
12月　（第6期）				
1月　（第7期）				
2月　（第8期）				
3月				
小　　計				
合　　計				

問い合わせ先

総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第９号(第２９条関係)

介護保険料徴収猶予決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様　　総社市長　　印

さきに申請がありました、　　年度分介護保険料の徴収猶予については、次のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

徴収猶予決定年月日	
承認・不承認理由	

納　　期 (普通徴収の場合の期別)	保　険　料　額	徴収猶予期間	備　　考
4月		～	
5月		～	
6月		～	
7月　(第1期)		～	
8月　(第2期)		～	
9月　(第3期)		～	
10月　(第4期)		～	
11月　(第5期)		～	
12月　(第6期)		～	
1月　(第7期)		～	
2月　(第8期)		～	
3月		～	
合　　計			

問い合わせ先
　総社市役所

不服の申立
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第１０号(第２９条関係)

介護保険料減免取消通知書

第　　号

年　　月　　日

様　　総社市長　　印

年　　月　　日　　第　　号で承認しました、　　年度分介護保険料の減免については、次のとおり取り消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

減免取消年月日		取り消した減免額	
取消前保険料額		取消後保険料額	
取　消　理　由			

納　　期 （普通徴収の場合の期別）	取消前保険料額		取消後保険料額	
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
4月				
5月				
6月				
7月　（第1期）				
8月　（第2期）				
9月　（第3期）				
10月　（第4期）				
11月　（第5期）				
12月　（第6期）				
1月　（第7期）				
2月　（第8期）				
3月				
小　　計				
合　　計				

問い合わせ先

総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第１１号(第２９条関係)

介護保険料徴収猶予取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様　　総社市長　　印

年　　月　　日　　第　　号で承認しました、　　年度分介護保険料の徴収猶予については、次のとおり取り消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

徴収猶予取消年月日	
取　消　理　由	

納　期 (普通徴収の場合の期別)	保　険　料　額	取消前徴収猶予期間	取消後納期限
4月		～	
5月		～	
6月		～	
7月　(第1期)		～	
8月　(第2期)		～	
9月　(第3期)		～	
10月　(第4期)		～	
11月　(第5期)		～	
12月　(第6期)		～	
1月　(第7期)		～	
2月　(第8期)		～	
3月		～	
合　計			

問い合わせ先
　総社市役所

不服の申立
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第１７号(第３０条関係)

年　　月　　日

様　　総社市長　　印

介護保険　要介護認定・要支援認定等結果通知書

年　　月　　日　にあなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号											被保険者氏名	

判定結果

認定年月日

年　　月　　日

理由

認定の有効期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

認定審査会の意見・サービスの種類の指定

・認定の有効期間内であっても、状態の変化等により状態区分の変更をする場合があります。
　また、認定変更の申請をすることもできます。
・認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了の日の６０日前から認定の更新の申請をすることができます。
・サービスの種類の指定を受けた場合は、状態の変化等により種類の変更の申請をすることができます。
・介護認定審査会の意見として、サービスの適切かつ有効な利用等に関しての留意事項がある場合には、被保険者証に記載してあります。

＜お問い合わせ先＞
　総社市役所

不服の申立
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第１８号(第３０条関係)

年　　月　　日

様　　総社市長　　印

介護保険　要介護認定・要支援認定等却下通知書

　　年　　月　　日　にあなたが行った介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定等の申請を却下します。

被保険者番号											被保険者氏名	

却下理由

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第１９号(第３０条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険　要介護認定・要支援認定取消通知書

　　年　　月　　日　に行われた要介護認定・要支援認定を介護認定審査会の審査に従い取り消します。

被保険者番号											被保険者氏名	

取消理由

・　被保険者証を本市に提出してください。
　提出期限：　　年　　月　　日
　ただし、既に被保険者証を提出されている方は、不要です。

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２０号(第３０条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険　要介護認定・要支援認定等却下・取消通知書

年　　月　　日　にあなたが行った介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定等の申請を却下し、現在の「　　」の認定を取り消します。

介護保険被保険者番号											被保険者氏名	

却下・取消年月日	年　　月　　日

却下・取消理由

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２２号(第３０条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険　サービス種類指定変更通知書

年　　月　　日　にあなたが行ったサービス種類指定変更申請について、介護認定審査会の判定に基づき、次のとおり認定したので通知します。

被保険者番号											被保険者氏名	

サービスの種類の指定

理由

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２３号(第３０条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険　要介護状態区分変更通知書

あなたの要介護状態区分を下記のとおり変更いたします。

被保険者番号											被保険者氏名	

認定結果

いままでの要介護状態区分 これからの要介護状態区分

変更年月日	年　　月　　日

認定の有効期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２６号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

決定年月日	年　　月　　日

決　定　事　項	
１　承認する	適用年月日　　年　　月　　日　（承認内容） 有 効 期 限　　年　　月　　日
２　承認しない	理由

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２９号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

先に申請のありました、特定負担限度額認定、利用者負担減額・免除については下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

決定年月日	年　　月　　日

決　定　事　項	
１　承認する	適用年月日　　年　　月　　日　（承認内容） 有 効 期 限　　年　　月　　日
２　承認しない	理由

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３０号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険償還払支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

サービス提供年月	年　　月		
受付年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円		
給付の種類			
支　　給		支給金額	円
不支給の理由			

支　　払　　方　　法					
窓口払		口座払		振込予定年月日	年　　月　　日
お持ちいただくもの		振込先	金融機関		
			口座種別		
支払場所			口座番号		
支払期間			口座名義人		

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３１号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険その他償還払支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

サービス提供年月	年　　月		
受付年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円		
摘　　要			
支　　給		支給金額	円
不支給の理由			

支　　払　　方　　法					
窓口払		口座払		振込予定年月日	年　　月　　日
お持ちいただくもの		振込先	金融機関		
			口座種別		
支払場所			口座番号		
支払期間			口座名義人		

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３２号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

サービス提供年月	年　　月		
受付年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円		
給付の種類			
支　　給		支給金額	円
不支給の理由			

支　　払　　方　　法					
窓口払		口座払		振込予定年月日	年　　月　　日
お持ちいただくもの		振込先	金融機関		
			口座種別		
支払場所			口座番号		
支払期間			口座名義人		

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３３号(第３１条関係)

年　　月　　日

様

総社市長　　印

高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号										

計算対象期間			
申請年月日	年　月　日	決定年月日	年　月　日
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円	支給金額	円
給付の種類			
不支給の理由			
備考			

支払方法											
窓口払		口座払		振込予定年月日	年　月　日						
お持ちいただくもの		振込先	金融機関								
			口座種別								
支払場所			口座番号								
支払期間			口座名義人								

＜所　在　地＞

＜お問い合わせ先＞
総社市役所

不服の申立

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。